

観音寺ショッピングデパート

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	観音寺ショッピングデパート 観音寺市坂本町5丁目1391番地1ほか	
大規模小売店舗内の面積の合計	廃止前	12,491㎡
	廃止後	0㎡
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日	平成22年10月15日	

2 届出年月日

平成22年10月14日